○○地域協議会事務処理規程

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○月○日制定

（目的）

第１条　この規程は、○○地域協議会（以下「協議会」という｡）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

（事務処理の原則）

第２条　協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない｡

（事務処理体制）

第３条　事務責任者は事務局長とする｡

（雑則）

策４条　実施する事業の要綱等の規定の他、○○地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める｡

　　　附　則

　この規程は、令和○○年○月○日から施行する｡